

警察署より

防犯は地域ぐるみで

「安全で住みよい地域社会」それは市民の願いです。昭和五十二年から全国一斉の防犯運動を実施していますが、今年も十月十一日から二十日までの十日間「全国防犯運動」が行われます。今年の重点目標は次のとおりです。

- 自動車盗、侵入盗などの被害防止
- 少年の非行防止
- 覚せい剤等薬物の乱用防止

全国防犯運動少年展を開催

全国防犯運動の行事の一環として、「防犯」をテーマとした小学生の作品(図画、毛筆書写、作文)の展示会を次のとおり開催します。

●日時 十月十三日(木)～十九日(水)
●会場 市役所一階ロビー



していただき、地域ぐるみ、職場ぐるみで防犯の輪を広げましょう。

市制施行30周年記念事業

古い写真はありませんか

市では市制施行30周年を記念して写真集「南国・今昔」(仮称)を出版します。30周年の節目に当り、私たちの生活の変化や市の発展の経過を写真でたどる将来への市民の写真集にしたいと考えています。皆さんの家庭や職場に眠っている懐かしの写真の情報を提供してください。

●内容 明治からの街のたたずまい、各種の施設、行事、風景、人物など歴史を物語るあらゆる写真(記念写真は除きます)

●募集期間 10月1日から12月20日まで
●募集方法 誰が、いつ、どこで、何を写した写真を、〒783 南国市大塚甲2301 南国市役所 市制施行30周年企画実行委員会(☎63-2111 内線401、408)までお知らせください。

シンボルマーク、標語を募集

●シンボルマーク ハガキ大からB6の白い紙に3色以内で。作品の裏(ハガキの場合は余白でも可)に作品の簡単な説明をつけてください。賞金は最優秀作1点=5万円、佳作2点=1万円(高校生以下は記念品)です。

●標語 20字以内で。賞金は最優秀作1点=3万円、佳作2点=1万円(高校生以下は記念品)です。

※シンボルマーク、標語とも未来に躍進する姿を表現したものとし、一人何点でも構いませんが、用紙1枚につき1点。自作、未発表のものに限ります。作品には住所、氏名、年齢、職業(学校名、学年)、電話番号を記入してください。応募の対象は市内に在住、または市内に通勤、通学する方で、応募期間は9月1日から10月31日まで。あて先は、〒783 南国市大塚甲2301 南国市役所 市制施行30周年企画実行委員会です。

職業能力開発サービスセンターが開設

十月一日から、高知職業能力開発サービスセンターが、高知県職業能力開発協会の開設されました。

サービスセンターは、次の主要業務を行います。
●企業における能力開発のプラン

●労働者の自発的な能力開発のための情報提供
●能力開発に関する各種の情報、資料の収集
●企業や労働者の教育訓練ニーズの把握

今月の納税

市・県民税(3期分)、国保税(2期分)

納期限は10月末日です
市税は納期限内に納付しましょう

※口座振替をご利用の方は引き落とし不能にならないよう納期限前に口座の残金をお確かめください

第3回南国市社会教育研究集会

『心豊かな生涯学習 社会を考える』

主催 南国市教育委員会
日時 11月3日(木) 午後1時から
場所 南国市民体育館
記念講演 講師 車田悌三氏(俳優)



高知医科大学十周年記念 特別講演会のお知らせ

高知医科大学は、報九月十五日号でお知らせした特別講演会も中止されました。

図書館より

休館のお知らせ

市立図書館では十月十七日(月)から二十日(木)までの十日間、びく書(図書整理期間)のために休館します。

なお、移動図書館は予定どおり巡回します。ご協力をよろしくお願ひします。

移動図書館カレンダー

日	曜	場	所	時	間
13	水	都築初級前	物部公民館	10:30~11:00	11:10~11:40
13	木	岩村保育所	喫茶思いつき北園(福船)	10:30~11:00	11:20~11:40
14	金	住吉野公民館	高岡保育所	10:30~11:00	11:10~11:30
18	火	東部保育所	南三富公民館	11:10~11:40	1:10~2:00
19	水	後免野田保育所	フレンド幼稚園	9:30~10:20	10:30~11:00
20	木	同慶保育所	市農協園支所	10:20~10:50	1:00~1:30
21	金	明見保育所	星神社前(明見)	10:10~10:40	11:20~11:40
25	火	医大浦原宿舎	中沢ショッピングセンター(東部支店)	10:10~10:50	11:00~11:30

水洗便所を使用している 皆さんへ

十月一日は浄化槽の日です。し尿浄化槽は、適正な施行、管理があつて初めてその機能を有します。生活環境の保全と公衆衛生の向上を目的として浄化槽法が施行されています。

浄化槽法においては、水洗便所(浄化槽)設置者の義務が明確にされており、次の事項を守らなければなりませんので注意してください。

- 浄化槽の清掃 清掃とは汚泥の引き出し等で、一年に一、二回の清掃をしなければなりません。
- 保守点検 三、四ヶ月に一度の保守点検を行わなければなりません。
- 水質検査 適正な水質保持のために(高知県環境検査センター(☎3641)において、年に一度水質検査を行わなければなりません。浄化槽保守点検業者による検査の手続きを代行してもらうこともできます。なお、新設した場合は使用開始後の水質検査も義務づけられています。
- 尿収集業者委託 尿収集業者が委託できます。

労働保険に 加入しましょう

十月は労働保険適用促進月間です。労働者を二人でも雇っている事業主は、労働保険(雇用保険及び労災保険)に必ず加入しなければなりません。加入には次のような方法があります。

- ①事業主が直接行う。
 - ②労働保険事務組合に事務を委託する。
 - ③開業社会保険労務士に事務を依頼する。
- ※お問い合わせは、高知県雇用保険課、公共職業安定所、高知労働基準局、労働基準監督署へ。

『県民手帳』 予約受付中

市役所企画課広報統計係(☎2111内線401)までお申し込みください。ポケット版=350円、デスク版=600円